

令和2年9月28日

請願・陳情文書表

総務政策常任委員会

總務局關係請願

請願番号	17	受理年月日	2018
件名	軽油引取税の課税免税措置の継続・恒久化に関する国への意見書の提出を求める請願		
請願者	紹介議員		
※請願者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。	永田 磨梨奈 谷口 かずふみ 池田 東一郎		
<p>砕石場で使用される軽油に係る軽油引取税は、昭和31年に道路特定財源として創設時に課税免除の対象とされ、平成21年度から一般財源化された際も「骨材業界は社会基盤整備に重要な産業であるため、免税措置の撤廃による業界への影響が大きい」として3年間ごとの延長が認められ、平成30年4月1日から令和3年3月31日まで課税免税措置が講じられているところです。</p> <p>砕石は災害復旧を含めた社会基盤整備に不可欠な基礎資材ですが、今般の緊急事態宣言でも事業の継続が求められる業種として、各社は国民の安全安心に必要な社会基盤整備を維持するため鋭意努力しているところです。</p> <p>しかし、砕石の生産量は震災復興需要で一時的に増加したものの、コンクリート用・道路用の需要減少で依然として低迷しており、加えて製品価格の頭打ちで経営環境は一層厳しさを増しております。</p> <p>また、近年の機械購入価格、燃料費・材料価格等のコスト上昇分の価格転嫁も難しく、課税免除措置の存在価値は非常に大きなものとなっています。</p> <p>このため、仮に免税措置が廃止された場合には、コストアップ分を自ら負担せざるを得ず、砕石業界への影響は極めて甚大なものがあります。</p> <p>今後も、社会基盤整備に必要な優良骨材を安定的に供給していくために、産業支援等の観点から、砕石場で使用される軽油に係る軽油引取税の課税免税措置を継続・恒久化されるよう国に対して求める旨、貴県議会において採択いただき、意見書を国へ提出されたく請願する。</p>			

請願番号	21	受理年月日	2018
件名	国に対し「消費税率5%以下への引き下げを求める意見書」の提出を求める請願		
請願者		紹介議員	
<p>※請願者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。</p>		<p>井坂新哉 君嶋ちか子 大山奈々子 石田和子 上野たつや</p>	
<p>【請願趣旨】</p> <p>昨年の消費税増税以降、日本経済は低迷しています。</p> <p>さらに、新型コロナウイルス感染症の影響が追い打ちをかけ、多くの国民に影響が出ています。フリーランスや中小業者は事業の継続が困難になっています。極度に景気が悪化する中で、多くの非正規が解雇され、フリーランスに仕事が回っていません。いま対策を打たなければ、さらなる廃業、倒産を招き、地域の雇用が失われてしまいます。</p> <p>緊急経済対策として消費税率を5%以下へ引き下げることが求められています。消費税減税を国が決断することにより、新型コロナの終息後も、生活必需品など消費税負担を軽減して国民の購買力を高める景気策となります。</p> <p>日本国憲法は応能負担原則に則^{のつと}った税制の確立を要請しています。消費税に頼るのではなく、税金の集め方、使い方を見直すことで財源を確保することは可能です。内部留保をため込む大企業や株で大もうけをする富裕層を優遇する不公平税制をただすべきです。</p> <p>私たちは、住民の暮らし、地域経済、地方自治体に深刻な打撃を与える消費税を5%以下へ引き下げを強く求めます。</p> <p>以上の趣旨から下記事項について請願いたします。</p> <p>【請願事項】</p> <p>消費税率5%以下への引き下げを求める意見書を政府に送付していただくこと</p>			

請願番号	23	受理年月日	2 . 9 . 18
件名	一般財団法人神奈川県経営者福祉振興財団及び認可特定保険業者に関する請願		
請願者		紹介議員	
※請願者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		井坂新哉 君嶋ちか子 大山奈々子 石田和子 上野たつや	
1 請願の項目			
(1) 神奈川県に一般財団法人神奈川県経営者福祉振興財団に関する相談窓口を新設してください。			
(2) 認可特定保険業者の監督官庁として、適切に認可特定保険業者を監督指導するために金融商品を取り扱う専門部署を新設してください。			
2 請願の理由			
(1)			
① 一般財団法人神奈川県経営者福祉振興財団（以下、「財団」といいます。）は、令和2年6月8日に東京地方裁判所にて民事再生手続が開始され、それに伴い、財団は、被保険者に対し、一律で令和2年6月末日にて保険契約を一方的に解除しました。			
② 財団の保険は加入年齢が満55歳から満80歳と高齢者を対象としており、被保険者たちは、現在加入している保険が解約されてしまうと、高齢であることを理由として新たな保険に入るのが困難となるのが保険業界の現状です。			
③ 財団の被保険者は、約4万人おり、全ての被保険者に対し、財団は一方的に契約解除し、財団から他への保険の引受先がないことにより、被保険者は突如保障を受けられなくなってしまいう高齢者が約4万人も生じてしまいました。			
④ 財団から解除を受けた約4万人いる被保険者には、現状財団に関する相談先がどこにもありませんので、財団に関する相談ができる相談窓口を監督官庁である神奈川県に設置することも必要であります。			
(2)			
① 平成17年以前の保険業法の適用がなかった根拠法の無い保険（共済）に対し、平成17年の「保険業法等の一部を改正する法律」（以下、「改正保険業法」といいます。）で、保険業法の適用がなされることとなりました。これにより、特定の者を相手方として保険（共済）の引受けを行っていた法人（団体）の移行形態の一つとして、少額短期保険業者制度が新設されました。			
② その一方で、保険（共済）を営む公益法人については、平成17年当時、改正前の民法の			

規定により主務官庁が公益法人の業務を監督していたことから、当分の間、募集規制に関する保険業法の規定のみ適用しつつ、共済事業（特定保険業）を運営できる経過措置が設けられていました。

- ③ ところが、平成18年に公益法人制度改革が実施され、平成25年11月末に主務官庁による公益法人の業務の監督が廃止され、これに伴い、保険（共済）を営む公益法人に対する経過措置も終了することになりました。
- ④ しかし、平成22年に改正保険業法がさらに再改正され、平成17年の改正保険業法の公布日時点で特定保険業を行っていた団体等のうち、一定の要件に該当するものについては、行政庁の認可を受けることにより、当面の間、特定保険業の継続が可能となりました。
- ⑤ この行政庁の認可を受けて特定保険業を継続する団体等が「認可特定保険業者」となり、認可特定保険業者の所管は、旧公益法人については、当該法人の業務の監督を行っていた主務官庁となり、それ以外の法人については、金融庁となりました。
- ⑥ そのため、神奈川県は、公益法人であった財団に対する特定保険業の許認可権者となり、財団は、平成25年に神奈川県から特定保険業の認可を取得するとともに平成26年に神奈川県から一般財団法人への移行認可を取得し、認可特定保険業者として神奈川県の監督指導を受けることとなりました。
- ⑦ しかし、神奈川県は、従来公益法人の業務の監督をしていた文書課公益法人グループにて認可特定保険業者の監督指導を担当させていました。
金融商品を取り扱う認可特定保険業者に対する監督指導には、当然金融商品に対する専門知識がなければ、適切な監督指導が困難です。
- ⑧ 文書事務の指導、公益法人の監督等、宗教法人の認証等を主な業務とする文書課ではなく、認可特定保険業者の監督指導を行う専門部署を設置して監督指導すべきです。
上記請願の項目のとおり、請願致しますので、何卒宜しく^{とぞよろ}お願い申し上げます。

政策局關係陳情

陳情番号	37	付議年月日	2 . 6 . 1 1
件名	台湾のWHO年次総会オブザーバー参加を求める意見書について陳情		
付議委員会	陳 情 者		
総務政策常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>1 陳情の要旨</p> <p>令和2年3月25日に兵庫県議会が国に提出した「台湾のWHO年次総会オブザーバー参加を求める意見書」と同趣旨の意見書を国に提出していただきたい。</p> <p>2 陳情の理由</p> <p>(1) 兵庫県議会の「台湾のWHO年次総会オブザーバー参加を求める意見書」の趣旨は妥当かつ適切であり、国が当該意見書の要望に沿った取り組みを真摯に行うために神奈川県議会においても同様の意見書を国に提出するべきであると考えため。</p> <p>(2) 日本はサンフランシスコ講和条約第2条bの規定により台湾に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄して台湾に対する領有権を放棄したが、日清戦争の下関条約により台湾が清から日本へ割譲されたように、日露戦争のポーツマス条約により南樺太がロシアから日本へ割譲されたように台湾の帰属先について同講和条約及び他のいかなる条約も定めていないので、台湾は中華人民共和国に割譲されたわけではなく、その領土ではない。台湾は実体において領土、国民、統治機構を備えた一国家である。日本は台湾を国家承認していないが、台湾を諸国際機関に係わらせることは、国際政治の安定に寄与すると考えるため。</p>			

陳情番号	51	付議年月日	2 . 9 . 16
件名	県民が安心して暮らせるために日米地位協定の見直しを求める陳情		
付議委員会	陳情者		
総務政策常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p><陳情趣旨></p> <p>新型コロナウイルス感染症は、まだ収束していません。とりわけ県内には米軍基地が有り、アメリカや海外から直行で基地に帰着する米軍関係者は日本の検疫も受けずにいます。</p> <p>米軍基地関係者の新型コロナウイルス感染が広がる中で、「米軍基地関連の人員、施設への新型コロナウイルス感染の対策強化」を求める住民の声が広がりました。県や関係自治体も「感染状況の情報提供を」と政府、米軍に求め、政府も動きやと「感染者数などの情報提供」が始まりました。</p> <p>一方、8月25日には、横浜市金沢区小柴の貯油施設跡地（元米軍施設）で作業員1名が建設重機ごと穴（貯油タンク）に落ち、亡くなる事故が起きました。小柴は米軍が貯油施設として使用し日本に返還されたところですが、日米地位協定により米軍には「原状復帰の義務」がなく危険な大きな穴が放置されていたのです。</p> <p>このほか、県央地域でも米軍施設から流出した薬剤による河川の汚染も起きており、住民から改善を求める声が出ています。</p> <p>さらに横浜市が国際園芸博覧会（花博）開催を計画する米軍上瀬谷通信施設跡地から国の基準値を超える鉛などの特定有害物質が56カ所で検出されたと新聞報道で知りびっくりしています。</p> <p>県民が安心して暮らせる地域づくりのため、次のことを要望します。</p> <p><陳情項目></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぎ、住民が安心して暮らせるよう、日本の法令・規則の適用による検疫、感染症対策を米軍基地施設や基地関係者に対して行えるよう政府に働きかけること。 2 新型コロナウイルス感染症対策にとどまらず、基地周辺住民はじめ国民が安心して暮らせるよう、日米地位協定を見直し、米軍基地、関連施設、米軍関係者に日本の国内法の適用ができるよう政府に働きかけること。 			

總務局關係陳情

陳情番号	44	付議年月日	2 . 9 . 7
件名	政府に消費税減税を求める意見書提出について陳情		
付議委員会	陳情者		
総務政策常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>【陳情の要旨】 消費税率の引き下げを求める意見書を国に提出して頂きますよう陳情いたします。</p> <p>【陳情の理由】</p> <p>(1) 国民は新型コロナウイルス問題及び政府、自治体による自粛要請に対応し、特に中小企業経営者及び被雇用者は経済的負担に耐え抜く努力を行ってきました。緊急事態宣言解除の後、自粛要請は段階的に解除されましたが第二波、第三波の懸念もありこれまでの日常に戻ることはできておらず、国民所得低下や雇用不安定化などは避けがたい状態となっています。</p> <p>(2) 2019年10月に8%から10%に引き上げられた消費税引き上げ等の影響もあり、同年10月から12月までの四半期実質GDPマイナス7.1%（年率）という大幅な減退となっています。 (1)の新たな、未曾有の経済危機の状況にも鑑み、特に低所得者や事業規模の小さな中小企業への支援のためにも、逆進性の高いといわれる消費税の減税を行うことが必要です。</p> <p>(3) 社会保障の原資は着実な経済成長を促進させることにより、国民所得を引き上げ、雇用を創出し、生活環境を改善することで得られる果実です。その結果として感染症対策を支える公衆衛生が改善し、子供・高齢者・障害者等の福祉の財源も充実します。</p> <p>(4) 消費税減税は地方財源に影響を与えることも想定されますので、同減税に伴って国が地方公共団体に対する財政措置を行うことも重要です。</p> <p>(5) 上記の趣旨を踏まえまして、消費税率の引き下げを国に求める意見書の提出を陳情いたします。ご採択のほどよろしく願いいたします。</p>			

陳情番号	54	付議年月日	2 . 9 . 18
件名	一般財団法人神奈川県経営者福祉振興財団及び認可特定保険業者に関する陳情		
付議委員会	陳情者		
総務政策常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>1 陳情の項目</p> <p>一般財団法人神奈川県経営者福祉振興財団の保険契約者を救済するための特別条例等を策定してください。</p> <p>2 陳情の理由</p> <p>(1) 一般財団法人神奈川県経営者福祉振興財団（以下、「財団」といいます。）は、令和2年6月8日に東京地方裁判所にて民事再生手続が開始され、それに伴い、財団は、被保険者に対し、一律で令和2年6月末日にて保険契約を一方的に解除しました。</p> <p>(2) 財団の保険は加入年齢が満55歳から満80歳と高齢者を対象としており、被保険者たちは、現在加入している保険が解約されてしまうと、高齢であることを理由として新たな保険に入るのが困難となるのが保険業界の現状です。</p> <p>(3) 財団の被保険者は、約4万人おり、全ての被保険者に対し、財団は一方的に契約解除し、財団から他への保険の引受先がないことにより、被保険者は突如保障を受けられなくなってしまう高齢者が約4万人も生じてしまいました。</p> <p>(4) このような約4万人もの高齢の被保険者は、保障を受けられないという状況から救済されるべきですので、監督官庁である神奈川県に被保険者を救済するための政策や特別条例策定等を求めます。</p> <p>上記陳情の項目のとおり、陳情致しますので、何卒宜しく^{とぞよろ}お願い申し上げます。</p>			